



うちなー健康経営宣言

第 321 号

令和 3 年 10 月 26 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

健康診断は全員受けてもらっていますが、その結果は各自に任せている状況です。血糖値の高い人、血圧が高い人、コレステロール値が高い人、います。気になっています。大丈夫だろうか。

やはり健康あっての仕事です。「健康経営」に参加することで改善されていくなら参加してみたいです。企業として戦略的・積極的に従業員の健康づくりをする健康経営に是非取り組んでいきたいと思えます。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 健康増進に関する数値目標を設定する。
6. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
7. 感染症予防に取り組む。
8. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。